

電気火災に注意!!

電気を正しく安全に使って火災を防ぎましょう

私たちの暮らしに欠かせない電気も、使い方を誤ると火災につながってしまいます。電気から火災が発生する主な原因を理解して、電気火災を防ぎましょう。

主な電気火災の原因

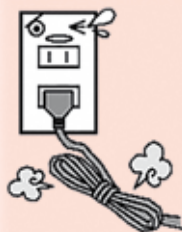
トラッキング

プラグをコンセントに差し込んだ状態で、ほこりや湿気がたまってきたまま放置しておくと、トラッキング現象が起こり出火する恐れがありますので、プラグは定期的に清掃しましょう。



束ね配線

コードを束ねたままや、じゅうたん等の下に敷いた状態で使用すると、コードの熱の放散が悪くなり、過熱して出火する恐れがあります。



巻取り式延長コードについても、束ねた状態と同様で、巻き取ったまま使用すると熱を持ちやすいため、許容電流が少なくなります。伸ばした状態と同じ電流量で使用すると過熱する恐れがあるので注意が必要です。

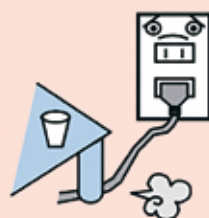
過電流

コンセントや延長コードには定格容量(許容電流)が定められています。たこ足配線などにより、一度に多くの電気機器を使用し続けると、定格を超えた過電流が流れ、発熱して出火する恐れがあります。



また、コンセントへの差し込み数が少なくても定格を超えると危険です。電気機器の消費電力、コンセントや延長コードの定格容量を確認し、安全に使用しましょう

半断線



コードが踏まれたり、引っ張られたり、折れたり、挟まれたりすることによって、配線の一部が切断状態(半断線)になり、その部分が発熱し出火する恐れがあるので注意しましょう。

問合せ／予防課 TEL75-2200

古くなった消火器の破裂事故に注意!

■消火器破裂事故の発生状況

火災の際に使用した消火器が破裂し、使用者が負傷する事故が発生しています。

- 令和2年3月 愛知県名古屋市 負傷者1名
- 令和3年5月 兵庫県姫路市 負傷者1名

■危険な消火器

次のような消火器はいざというときに使用できないことや、操作したときに破裂しけがをしてしまう危険性がありますので、注意し点検を行いましょう。

- 消火器にサビ、腐食変形のあるもの(特に本体の底部、キャップ部)
- キャップに緩みのあるもの
- 製造年から一定の年数が経過したもの(業務用は概ね10年、家庭用は概ね5年)または、本体に表示してある使用期限を過ぎたもの

■消火器の廃棄方法

廃棄方法は町ホームページをご覧ください。

- 消火器の廃棄は専門業者での取り扱いとなり、消防署では廃棄できません
- 自ら消火器の解体等は絶対に行わないでください
- 粗大ごみや一般ごみには出さないでください

町ホームページ検索キーワード

古くなった消火器の取り扱いについて



問合せ／予防課 TEL75-2200

脳卒中について

今まで感じたことのない頭痛、うまく話すことができない、手足がしびれる、吐き気などの症状が現れた場合には脳卒中の可能性があるので救急車を呼んでください。脳卒中は早期発見、治療が予後に大きく関わってきます。夏は汗をかき、血がドロドロになりやすく脳梗塞が発症しやすくなります。十分な水分摂取をお願いします。

(救急係 TEL 75-0366)

別海町ごみの減量化大作戦! その61

家庭の枝、木くず、雑草類の出し方チェック



① 家庭の枝、木くず

☑ 家庭や庭先で不要になった枝、木くず、丸太が対象です。

他のごみが混入しないよう注意してください。釘や針金等が付いたものは収集できません。

☑ 1束長さ50cm以内、直径30cm以内のサイズで、ひもで縛ってください。

☑ 1回に出す量は「5束以内」としていただきますようご協力ください。

もえないごみや粗大ごみと同じ車両で収集しているため、1カ所で大量に収集してしまうと、全てのごみステーションを回れなくなってしまいます。大量の場合は、複数回に分けて出すか、ごみ処理場へ直接搬入（無料）してください。



② 雑草や草花

☑ 1回に出す量は「45リットルサイズ5袋以内」としていただきますようご協力ください。

☑ 雑草類以外のものを入れず、土を払って出してください。

植物用ネームプレート、ビニールシート、ポットなどは「もえないごみ」です。



問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ



9月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹です。

くみ取りが必要な方は、くみ取り月の**前月20日まで**に、お申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。

■申込み

渡邊清掃株式会社 TEL75-2861

フリーダイヤル 0120-57-9310

※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。

役場町民課窓口、各支所と各連絡事務所でも受け付けできます。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

人権擁護委員の紹介



地域の中で人権擁護に関する思想を広め、いじめや差別などの人権侵害が起きないように

地域住民を見守り、人権問題の相談業務や啓発活動を行う人権擁護委員に、藤原優子さん（再任）が、7月1日に法務局から委嘱されました。

問合せ／町民生活担当（内線1211）

別海町戦没者追悼式



先の大戦における戦没者に対し、追悼の誠をささげるとともに、平和への誓いを次の世代へと継承するため、

別海町戦没者追悼式を執り行います。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため昨年同様に規模を縮小し、遺族等のみにて執り行いますので、一般参列はご遠慮願います。ご理解のほどよろしくお願いします。

■日時 8月15日(日)

■時間 午前10時30分から午前11時

■場所 中央公民館

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310）